

西条市地域産業競争力強化事業  
商店街空き店舗活用事業費補助金  
【公募要領】

[受付期間]

**随時募集**

[申請書送付先]

西条市 産業経済部 産業振興課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

令和3年4月  
西条市

## 1. 事業の目的

中小企業者等が商店街の空き店舗を活用して実施する事業に対し、地域商業の振興及び活性化等の見地から出店に要する経費の一部を補助することで、商店街活性化の促進を図ります。

## 2. 補助対象者

中小企業者、商店街団体等、創業者、NPO法人を補助対象者とします。

※西条市外に住所等を有する方も補助対象者になりますが、交付初年度の実績報告までに西条市に住所の移転や登記等をしていただく必要があります。

補助対象者の定義は以下のとおりとなります。

- 中小企業者  
中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者又はこれらの者が組織する団体
- 商店街団体等
  - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合
  - イ 商店街の活性化を目的として構成された小売業者等を中心とした団体（おおむね5者以上で構成）
  - ウ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
  - エ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会
- 創業者  
事業を営んでいない個人であって、申請年度内に事業を開始する具体的な計画を有するものをいう。
- NPO法人  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人をいう。

## 3. 補助対象とする事業実施区域

補助の対象とする事業の実施区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域に指定された地域で、小売業、一般飲食店又はサービス業を営む店舗が集積し、歴史的にも地域における商業の中心地として発展してきた商店街の区域とします。

## 4. 補助対象事業

商店街に存する空き店舗を活用し、来店者向け小売又はサービス機能を有する事業に対して支援を行います。

## 5. 補助対象経費

補助対象事業の補助対象経費等は、次に掲げる経費とします。

### (1) 補助対象経費の概要

補助対象となる事業	補助対象経費	交付上限額
商店街に存する空き店舗を活用し、来店者向け小売又はサービス機能を有する事業	設備費（設備購入、備品購入、リース等）	30万円

### (2) 補助対象経費の説明

#### 設備の購入等に要する経費

- ・発注を行う場合には、原則、相見積を取得するなどして、必要最低限の金額で発注を行うようにして下さい。
- ・契約、支払いの内容等が確認できる書類や写真の整備、保管が必要となります。

#### その他、一般的注意事項

- ・契約や発注行為は、交付決定日以降に行ってください。
- ・事業に関する支払いは、原則、補助期間内に行ってください。
- ・消費税等の公租公課は補助対象経費となりません。
- ・最長5年間は、本補助金を活用して購入した設備を目的に沿って適切に利用して下さい。補助金で取得した設備を処分（売却、廃棄、担保の設置等）した場合、補助金を返還していただくことがあります。

## 6. 交付の条件

- (1) 開業に際して法律に基づく資格又は許認可が必要な場合は、当該資格等を有し、又は開業までに有する見込みがあること。
- (2) 出店しようとする空き店舗等において1年以上継続して営業することが見込まれること。
- (3) 市区町村税に滞納がないこと。ただし、納税義務者の責任ではない滞納については、この限りでない。
- (4) 他に同種の補助を受けていないこと。
- (5) 個人にあっては、市内に居住し、又は交付初年度の実績報告までに市内に居住していること。
- (6) 法人にあっては、市内に店舗、事業所、事務所（以下、店舗等）を有し、又は交付初年度の実績報告までに市内に店舗等の登記をすること。
- (7) 事前に空き店舗等が位置する区域に存する商店街団体等と十分協議すること。
- (8) 本事業の事業実施区域内において事業を営む者で、空き店舗に移転することにより、移転前の店舗を空き店舗とする者でないこと。
- (9) 週4日以上営業を行う事業
- (10) フランチャイズチェーン方式による出店でないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業でないこと。
- (12) 公序良俗又は社会通念上、適当でないと市長が認める事業を行うものでないこと。

## 7. 申請手続き等の概要

### (1) 申請書類

西条市地域産業競争力強化事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の添付資料を添えて提出してください。

#### 添付資料

(中小企業者(法人)の場合)

- ・定款
- ・直近1期分の決算書の写し又は試算表
- ・市税納税証明書  
(本市に店舗等を有しない場合は課税市区町村の納税証明書)
- ・その他市長が必要と認める資料

(中小企業者(個人)の場合)

- ・履歴書
- ・住民票、市税納税証明書  
(本市に住所を有しない場合は住所地の自治体が発行する証明書)
- ・直近の確定申告書又は試算表
- ・その他市長が必要と認める資料

(商店街団体等(法人)の場合)

- ・定款
- ・直近1期分の決算書の写し
- ・市税納税証明書  
(本市に事務所等を有しない場合は課税市区町村の納税証明書)
- ・その他市長が必要と認める資料

(商店街団体等(任意団体)の場合)

- ・規約
- ・構成員の氏名、住所、所属等が分かる資料
- ・直近1期分の決算書の写し
- ・その他市長が必要と認める資料

(創業者の場合)

- ・履歴書
- ・住民票、市税納税証明書、所得証明書  
(本市に住所を有しない場合は住所地の自治体が発行する証明書)
- ・その他市長が必要と認める資料

(NPO 法人の場合)

- ・定款

- ・直近1期分の決算書の写し
- ・市税納税証明書  
(本市に事務所等を有しない場合は課税市区町村の納税証明書)
- ・その他市長が必要と認める資料

(2) 受付期間

随時募集

※予算の上限に到達次第、募集は終了します。また、予算の執行状況に応じて補助金額を調整させていただく場合があります。

(3) 申請書類提出先・お問い合わせ先

西条市 産業経済部 産業振興課

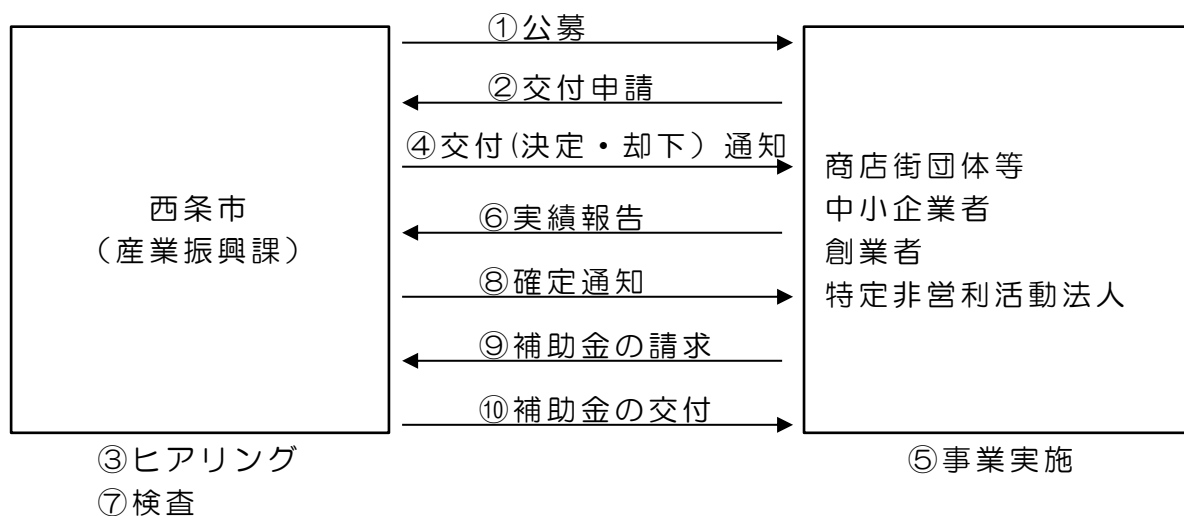
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

電話 0897-52-1482

E-mail sangyoshinko@saijo-city.jp

**7. 申請から補助金支払いまでの流れ**

※このスケジュールは、応募状況により変更する可能性があります。



**8. 補助対象者の義務**

- ・文書・証拠書類（見積書、領収書等）・資料の保存（5年間）
- ・取得した設備等の目的に沿った適切な使用（最長5年）
- ・西条市の調査や事業に対する協力